

## 札幌医科大学専攻科規程（平成24年4月1日規程第21号）

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この規程は、札幌医科大学学則（札幌医科大学規程第50号。以下「学則」という。）第3条の2第2項の規定に基づき、札幌医科大学専攻科（以下「専攻科」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

#### （専攻）

第1条の2 専攻科に公衆衛生看護学専攻及び助産学専攻を置く。

#### （目的）

第2条 専攻科は、公衆衛生看護及び助産に関する知識と技術を精深な程度において教授し、その基盤となる公衆衛生看護学、助産学を探究するとともに、創造性に富み人間性豊かな保健師・助産師の育成を行い、もって北海道の保健・医療の発展と、福祉の充実に貢献することを目的とする。

#### （人材育成の目的）

第2条の2 公衆衛生看護学専攻は、人々の生命と人権の尊重、社会的公正を基本的な価値とし、地域住民の健康と安寧を支えるために必要な公衆衛生看護学及び関連分野の専門知識を有し、北海道の地域保健・公衆衛生の充実と発展に貢献する高い実践力を備えた保健師を育成することを目的とする。

2 助産学専攻は、性と生殖及び助産実践に関する倫理を基盤に、母子とその家族及び女性の健康を支援するために必要な助産学及び関連分野の専門知識を有し、北海道の母子保健・周産期医療の充実と発展に貢献する高い実践力を備えた助産師を育成することを目的とする。

#### （学生定員）

第3条 学生定員は、次のとおりとする。

専攻	入学定員	収容定員
公衆衛生看護学専攻	15名	15名
助産学専攻	15名	15名

#### （専攻科長）

第4条 専攻科に専攻科長を置く。

2 専攻科長は、保健医療学部長をもって充て、専攻科の業務を掌理する。

#### （教員組織）

第4条の2 専攻科担当教授は、専門分野に応じた本学の教授とする。

2 専攻科授業担当教員は、専攻科委員会の議を経て、学長が命ずる。

### 第2章 専攻科委員会

#### （専攻科委員会）

第5条 専攻科に専攻科委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる構成員をもって組織する。ただし、専攻科長は、委員会の議を経て、本学の准教授その他の職員を加えることができる。

(1) 専攻科長

(2) 保健医療学部教授

3 委員会は、専攻科の次の事項を審議する。

(1) 教育課程に関すること。

(2) 学生の入学、退学、休学、除籍及び修了に関すること。

- (3) 学生の賞罰に関すること。
  - (4) 聴講生に関すること。
  - (5) 専攻科の教員の人事に関すること。
  - (6) 科目の担当又は分担に関すること。
  - (7) 専攻科に係る規程等の制定改廃に関すること。
  - (8) 専攻科長の諮問したこと。
  - (9) その他専攻科の運営に関し必要なこと。
- 4 委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 第3章 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第6条 専攻科の修業年限は、1年とする。

(在学期間)

第7条 専攻科の在学期間は、2年を超えることはできない。

### 第4章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を次の2学期に分ける。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

3 教育上の必要がある場合は、前項の規定によらず、学事を行うことができる。

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 春季休業
- (3) 夏季休業
- (4) 冬季休業
- (5) 学年末休業
- (6) その他、学長が定める臨時の休業日

2 休業日は、定期試験等の期間を含め、1年間の授業期間が35週を下回らないように定める。

3 学長は、第1項の規定にかかわらず、教育上必要があると認めるときは、臨時に休業日を定め又は休業日を変更することができる。

4 学長は、教育上必要があると認めるときは、休業日に授業を行わせることができる。

### 第5章 教育課程及び履修方法等

(教育課程及び履修方法)

第10条 専攻科の教育課程及び履修方法は、別に定める。

(授業方法)

第10条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(単位の授与及び授業科目修了の認定)

第11条 単位の授与及び授業科目修了の認定は、試験その他の審査により担当の教員が行う。

2 前項の試験その他の審査は、所定の期間、当該授業科目を履修した者でなければ受けることができない。

3 教育課程修了の認定は、委員会の議を経て学長が行う。

(学習の評価)

第12条 授業科目の成績は、優、良、可及び不可の4種とし、優、良及び可を合格とする。

2 前条の成績その他による審査の方法及び前項の評価基準は、別に定める。

## 第6章 入学、退学、休学及び除籍

(入学)

第13条 入学の時期は、毎年4月とする。

(入学資格)

第14条 専攻科に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、看護師資格を有する者又は看護師国家試験に合格した者とする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条第1項に定める大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者

(6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(7) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第155条第1項第6号の規定に基づき、文部科学大臣が指定した者

(入学許可)

第15条 学長は、大学において行う入学試験に合格し、かつ、所定の手続を経た者に入学を許可する。

(編入学等の制限)

第16条 専攻科への編入学、転入学及び再入学は認めない。

(退学)

第17条 病気その他の理由により退学しようとする者は、退学願を提出して、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第18条 病気その他の理由により3月以上修学できないときは、学長の許可を受けて休学することができる。

(休学期間)

第19条 休学期間は、1年以内とする。

2 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第20条 休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て、復学することができる。

(除籍)

第21条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、委員会及び教育研究評議会の議を経て、除籍する。

- (1) 授業料の納入を怠り、督促を受けてもなお納めない者
- (2) 第7条に規定する在学期間を超えた者
- (3) 第19条に規定する休学期間を超えた者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

## 第7章 修了

(修了)

第22条 学長は、専攻科の教育課程を修了した者については、委員会の議を経て、修了を認定し、修了証書（別記第1号様式）を授与する。

## 第8章 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料)

第23条 専攻科に入学する学生の検定料、入学料及び授業料の額については、別に定める。

(検定料及び入学料の徴収)

第24条 検定料は入学志願書提出の際に、入学料は入学許可の際に、それぞれ徴収する。

(授業料の納入期限等)

第25条 授業料は、第8条第2項に規定する学期ごとに納入するものとし、前期分は4月末日までに、後期分は10月末日までに、それぞれ年額の2分の1に相当する額を納めなければならない。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日で休日、日曜日又は土曜日でない日を納入期限とする。

(休学の場合の授業料)

第26条 前期又は後期の全期間を通じて休学した学生の当該期分の授業料は免除する。

(退学、停学及び除籍の場合の授業料)

第27条 退学、停学又は除籍の場合においても、その日（停学の場合にあっては、停学となった日の前日及び停学の解除された日）の属する期分の授業料は、納めなければならない。

(検定料等の不還付)

第28条 既に納入した検定料、入学料、授業料及び手数料は、還付しない。ただし、検定料については、次の各号のいずれかに該当した場合は、納入した者の申出により、学長が別に定める額を還付するものとする。

- (1) 入学検定料を納入した者が、入学願書を提出しなかった又は出願が受理されなかった場合
- (2) 入学検定料を誤って二重に納付した場合

(授業料の減免及び分納)

第29条 学費の支弁が極めて困難な事情にある学生の授業料は、学長が減免し、又は第25条第1項の規定にかかわらず、分納させることができる。

- 2 授業料の減免及び分納は、期ごとに行うものとする。
- 3 授業料の減免及び分納の基準並びにその手続については、別に定める。

## 第9章 聴講生

(聴講生)

第30条 専攻科に、教授上余力がある場合には、選考の上、聴講生の入学を許可することができる。

- 2 聴講生の授業料の額は、別に定める。
- 3 聴講生の授業料の納入期限は、別に定める。

- 4 第25条及び第28条の規定は、聴講生の授業料について準用する。
- 5 この規程のほか、聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

## 第10章 公開講座

(公開講座)

第31条 公開講座は、必要と認めた場合に開設することができる。

## 第11章 賞罰

(表彰)

第32条 学長は、素行及び学業成績が特に優秀で他の学生の模範となる者を、委員会及び教育研究評議会の議を経て、これを表彰することができる。

(懲戒処分等)

第33条 学長は、この規程その他大学の定める規程に違反し、又は学生の本分に反する行為のあった者に対して、委員会及び教育研究評議会の議を経て、懲戒処分をすることができる。

- 2 懲戒処分は、戒告、停学及び退学とする。ただし、退学は、次の各号のいずれかに該当する者に限り行うものとする。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 正当な理由がなく出席が常でない者
  - (3) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
  - (4) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 3 専攻科長は、教育上必要があると認めるときは、学生に対して謹慎処分をすることができる。

## 第12章 雑則

(細則)

第34条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月15日規程第8号)

この規程は、平成25年3月22日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日規程第6号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日規程第6号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年8月23日規程第12号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月11日規程第6号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月11日規程第8号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年2月29日規程第5号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。